



第Ⅱ章

東日本大震災からの復興

平成23(2011)年3月11日に発生した「東日本大震災」では、地震や津波により、森林・林業・木材産業にも大きな被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲の森林が放射性物質に汚染された。農林水産省では、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、震災からの復旧及び復興に向けた取組を進めている。

本章では、平成25(2013)年度の動きを中心に、復興に向けた森林・林業・木材産業の取組として、森林等の被害と復旧状況を紹介した上で、海岸防災林の復旧及び再生、住宅等への木材の活用について記述する。また、原子力災害からの復興に向けた取組として、森林の放射線対策、安全な林産物の供給、樹皮やきのこと原木等の処理、損害の賠償について記述する。

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

平成23(2011)年3月11日に発生した「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」では、広い範囲で強い揺れが観測されるとともに、東北地方の太平洋沿岸を中心に大規模な津波被害が発生した。「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」による被害は未曾有の規模となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を含めて、「東日本大震災」と呼称することとされた*1。

政府は、東日本大震災からの復興に向けて、平成23(2011)年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、震災からの復旧と将来を見据えた復興に取り組んでいる。

以下では、森林・林業・木材産業による復興への取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧及び再生、復興への木材の活用について、平成25(2013)年度における動向を中心に記述する。

(1) 森林等の被害と復旧状況

東日本大震災による森林等の被害は、青森県から

高知県までの15県に及び、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃(458か所)、防潮堤*2等の治山施設の被害(275か所)、^{のり}法面や路肩の崩壊等の林道施設の被害(2,632か所)、火災による焼損等の森林被害(1,065ha)等が発生した*3。

治山施設や林道施設等の被害箇所については、国、都道府県、市町村等が「山林施設災害復旧等事業」等により、災害からの復旧に向けた工事を進めている。平成25(2013)年12月時点で、「山林施設災害復旧等事業」の対象箇所の約9割が工事に着手済みとなっており、その大部分で工事が完了している(事例Ⅱ-1)。未着手箇所については、地域や他事業等との調整を行いつつ、準備が整った箇所から速やかに着手することとしている。

海岸防災林については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県等の6県で総延長約140kmにおいて、防潮堤や林帯地盤の損壊、沈下及び流失や樹木の倒伏及び流失等の被害が発生した。平成24(2012)年度には、このうち約50kmについて海岸防災林の再生に着手した*4。

林業の被害は、林地や林道施設等への直接の被害

事例Ⅱ-1 山間部における「山林施設災害復旧等事業」

福島県岩瀬郡天栄村において、「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」により山腹崩壊が発生し、崩壊土砂が直下の村道及びため池を埋没させ、人家付近まで達した。これにより村道が通行止めになるとともに、ため池の埋没により稲作が行えなくなるなどの被害が発生した。

崩壊地は、引き続き余震や次期降雨等による拡大崩壊及び残存する崩壊土砂の流出により人家等に被害を与えるおそれがあった。このような状況から、山地災害による人家等への被害の発生を防止するため、「災害関連緊急治山事業」により、^{のりきり}法切工(崩壊地頭部や周縁部の切土)や^{どどめ}土留工を主体とする山腹工を緊急に施工した。

この工事は平成23(2011)年度に着手、平成24(2012)年10月に完了しており、福島県においては引き続き植栽工等を実施し、災害に強い森林づくりを進めることとしている。



山腹崩壊の状況



復旧の状況

*1 平成23(2011)年4月1日閣議了解。

*2 高潮や津波等により、海水が陸上に浸入することを防止する目的で、陸岸に設置される堤防。治山事業では、海岸防災林の保護のため、治山施設として防潮堤等を整備している。

*3 農林水産省ホームページ「林野関係被害(第84報)」(平成24(2012)年7月5日付け)

*4 海岸防災林の復旧状況については、41-42ページを参照。

に加え、木材加工・流通施設の被災により、これらの工場に供給していた原木等の出荷が困難となるなど間接の被害もあった。林野庁では、平成23(2011)年度から、被災工場に原木等を出荷していた素材生産業者が、非被災工場に原木等を出荷する場合等に、流通コストに対する支援を行った。平成23(2011)年中に、被災工場が順次操業を再開したことに伴い、用材等の流通も回復した。

木材産業の被害は、全国の木材加工・流通施設115か所に及んだ。このうち、製材工場については、青森県から高知県にかけての71か所が被災して、多くの工場が操業を停止した。合板工場については、岩手県と宮城県に位置する大規模な合板工場6か所が被災して、操業を停止した^{*5}。林野庁では、被災した木材加工・流通施設の廃棄、復旧及び整備や港湾等に流出した木材の回収等への支援、特用林産施設の復旧や再建等の支援を行った。この結果、平成25(2013)年9月までに、木材加工・流通施設全体で96か所が操業を再開している^{*6}。操業を再開していない木材加工・流通施設は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域内に施設が立地しているもの、事業再開を断念したものなどである。

(2) 海岸防災林の復旧及び再生

(海岸防災林は地域の暮らしと産業を保全)

我が国は、周囲を海に囲まれた島国であり、海岸線の全長は約3.4万kmに及ぶ。各地の海岸では、潮害や季節風等による飛砂や風害等の海岸特有の被害が頻発してきた。こうした被害を防ぐため、先人たちは、潮風等に耐性があり、根張りが良く、高く成長するマツ類を主体とする海岸防災林を造成してきた。これらの海岸防災林は、潮害、飛砂及び風害の防備等の災害防止機能の発揮を通じ、地域の暮らしと産業の保全に重要な役割を果たしているほか、^{はく}白砂青松の美しい景観を提供するなど人々の憩いの場ともなっている。

また、東日本大震災の津波に対しても、海岸防災

林が、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉等の一定の津波被害の軽減効果を発揮したことが確認されている。一方で、地盤が低く地下水位が高い場所では、樹木の根が地中深くに伸びず、津波により樹木が根返し、流木化するなどの問題も明らかになった。

このため、被災地の復興に当たっては、災害に強い地域づくりに向けて、地域の実情や森林の防災機能に関する科学的知見等を踏まえつつ、津波や潮害に対する被害軽減、飛砂及び風害の防備等の機能の発揮を考慮した海岸防災林の復旧及び再生を進めることが期待されている。

(海岸防災林の復旧及び再生を10年間で実施)

林野庁は、平成23(2011)年5月に、学識経験者等からなる「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、平成24(2012)年2月に、「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめ、今後の海岸防災林の再生の方針を示した。

同方針では、海岸防災林の復旧及び再生に当たって留意すべきこととして、地域の復興計画等との整合、防災機能を発揮する観点から必要な林帯の配置、根系の健全な成長のための生育基盤の造成、背後の林帯を保護する人工盛土の造成、災害廃棄物由来の再生資材の利用、植栽樹種、植栽やその後の保育等におけるNPOや企業等の民間団体等との連携等について示した。

また、復興庁が公表した「各府省の事業計画と工程表のとりまとめ」では、海岸防災林については、地域の復興計画と整合を図りつつ、おおむね5年間で盛土等の基盤整備を実施して、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を行い、おおむね10年間で全体の復旧を完了することを目指す^{*7}とされた。

(海岸防災林の復旧状況)

被災した海岸防災林の総延長約140kmのうち、平成24(2012)年度中に、約50kmについて海岸防災林の再生に着手した。平成25(2013)年度中には、土地利用に関する地元の合意形成の状況を踏まえつつ、災害廃棄物の仮置場等を除く全ての箇所について、早期に復旧及び再生に着手した。

*5 林野庁木材産業課調べ。

*6 林野庁木材産業課調べ。

*7 復興庁「各府省の事業計画と工程表のとりまとめ—公共インフラ、全体版—」(第2回復興推進会議(平成24(2012)年5月18日資料): 12。

例えば、岩手県宮古市みやこし摂待では、津波により被災した約0.3km (2.4ha) の海岸防災林について、平成24 (2012) 年度に津波堆積物を盛土材に活用した生育基盤の復旧を開始し、平成25 (2013) 年6月に完了した。宮城県みやぎけんの仙台市からわたりぐんやまもとちょう巨理郡山元町にわたる仙台湾地区でも、平成24 (2012) 年度に津波堆積物を盛土材に活用した生育基盤の復旧を開始し、準備が整った箇所から植栽を開始している。福島県ふくしま南相馬市みなま鹿島区かしま北海老きたえびでは、津波により海岸防災林約0.2km (18ha) が被災し、その被災箇所は地盤沈下等により満潮時には海水が流入する状況であったが、平成25 (2013) 年3月に土地のかさ上げを行うなどの生育基盤の復旧に着手しており、平成26 (2014) 年3月に完了した。

また、林野庁では、「東日本大震災復興特別区域法」に基づき市町村が作成する「復興整備計画」等に基づく土地利用調整が本格化する被災地において、迅速な復興に資するよう、居住地の高台移転等に伴う保安林の指定又は解除のための現地調査等や海岸部の保安林指定適地及び被災した保安林の森林所有者情報の整備等に係る費用について支援を行っている。さらに、林野庁の担当官を被災地に派遣し、「復興整備計画」や保安林解除申請書の作成方法の助言等を行っている。

（民間団体等と連携して植栽・保育を実施）

海岸防災林の復旧及び再生については、地元住民、NPO、企業等の参加や協力も得ながら、植栽や保育が進められている。このような取組には、海岸防災林の復旧及び再生を地域の復興に向けたシンボリックな活動とする意義があり、また、大規模災害に対

する防災意識の向上を図る観点からも重要である。

国有林では、海岸防災林の復旧事業地のうち生育基盤の造成が完了した箇所の一部において、公募による協定方式を活用して、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら植栽等を進めている。平成24 (2012) 年度には、宮城県みやぎけん仙台市わがほやく若林区あらはま荒浜の国有林において活動希望団体の募集を行い、14の民間団体と協定を締結した。各団体は、国(森林管理署)との協定に基づき、平成25 (2013) 年4月から植栽を行っており、翌年度以降も、植栽箇所の保育活動を継続的に実施する予定である(事例Ⅱ-2)。また、平成25 (2013) 年11月には、宮城県みやぎけん名取市なとりし内の国有林について活動希望団体の募集を行ったところ、12の民間団体から申請があった。これらの団体は、平成26 (2014) 年春以降に植栽を開始する予定である。

また、林野庁は、海岸防災林の再生活動への参画を希望する地元住民、NPO、企業等の民間団体と活動を受け入れる地域とのマッチングを行っている。

（苗木の供給と植栽後の管理が課題）

被災した海岸防災林の再生には、1,000万本以上の苗木の追加的な供給が必要になると見込まれている。苗木生産には2～3年を要することから、今後、各地の海岸防災林の再生事業の進捗に合わせて、必要な量の苗木を確保していくことが求められる。林野庁は、平成24 (2012) 年度から、優良種苗の安定供給体制を確立するため、事業協同組合等に対して、育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援している。

また、海岸防災林の復旧及び再生では、おおむね10年で植栽を完了することとしているが、潮害、

事例Ⅱ-2 海岸防災林を復旧するため、市民団体が植樹を実施

山形県でクロマツ林の保全活動に取り組む市民団体「万里の松原に親しむ会」は、宮城県みやぎけん仙台市わがほやく若林区あらはま荒浜の国有林の海岸防災林復旧事業地において、仙台森林管理署(仙台市)と締結した協定に基づき、平成25 (2013) 年4月に植樹を実施した。同団体の会員を中心に約50名が参加し、活動区域0.11haに、クロマツ500本とオオヤマザクラ11本を植樹した。今後は、生育状況に応じて補植や下刈り等を実施し、植栽木を育成していく予定である。



植樹の様子
(クロマツの苗を植え、竹の支柱を挿入している)

飛砂及び風害の防備等、保安林の指定目的を達成するためには、植栽後も、下刈り、除伐、間伐等を継続的に行う必要がある。植栽が行われた海岸防災林の復旧事業地では、地元住民、NPO、企業等の参加や協力も得つつ、治山事業により必要な保育を実施することとしている。

(全国で海岸防災林を整備)

東日本大震災で、海岸防災林が一定の津波被害の軽減効果を発揮したことが確認されたことを受けて、海岸防災林の整備が今後の津波対策の一つとして位置付けられている。

内閣府の「中央防災会議」は、平成23(2011)年10月に、東日本大震災における政府の対応を検証し、防災対策の充実及び強化を図るため、「防災対策推進検討会議」を設置した。同会議は、平成24(2012)年7月に、「防災対策推進検討会議最終報告」を決定し、公表した。同報告では、津波対策について、海岸防災林の整備、土地のかさ上げ、緊急時の避難場所の指定等、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進すべきであると提言された^{*8}。

また、同会議の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」と「津波避難対策検討ワーキンググループ」の報告でも、海岸防災林には後背地への津波エネルギーの低減や漂流物の捕捉等の被害の軽減効果がみられることから、必要に応じて整備を進めていく必要があると提言された^{*9}。

林野庁では、これらの提言や「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」から示された方針を踏まえて、都道府県と連携しつつ、被災した海岸防災林の復旧及び再生を進めるとともに、全国で海岸防災林の整備を進めている。

また、平成25(2013)年度から、東日本大震災の被災地や将来の津波発生が懸念される地域で、海岸防災林の機能強化対策について支援等を拡充して実施している。例えば、地域の地形条件等に合った海岸防災林の整備手法を確立するための調査、「津波防災地域づくりに関する法律」の施行を受けた津波に強い海岸防災林の計画的整備に対する支援、新技術を活用した粘り強い人工盛土の造成や多様な樹種・樹高から構成される林帯の整備についての実証的取組に対する支援等を実施している。

(3)復興への木材の活用

(応急仮設住宅の約4分の1は木造で建設)

東日本大震災では、地震の揺れと津波による建物の全壊・半壊が39万戸を超え、このうち全壊は約13万戸に及んだ。地震発生直後には最大約47万人が避難生活を余儀なくされ、平成25(2013)年12月現在でも避難者等は約27万人となっている。平成25(2013)年10月現在の避難者等の入居先は、応急仮設住宅(約4.6万戸)、民間住宅(約5.3万戸)、公営住宅等(約0.9万戸)となっており、仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅への移転が始まりつつある^{*10}。

「応急仮設住宅^{*11}」については、「災害救助法」に基づき、被災地の各県が、平成25(2013)年4月までに約5.4万戸を建設した^{*12}が、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、この4分の1以上に当たる約1.5万戸の応急仮設住宅が、木造で建設された^{*13}。

東日本大震災で整備された木造の応急仮設住宅については、住み心地等に関する聞き取り調査^{*14}、建設を進めていく経緯の記録^{*15}、仕様や間取り等を掲載した木造の応急仮設住宅の事例集^{*16}等が取

*8 中央防災会議防災対策推進検討会議「防災対策推進検討会議最終報告」(平成24(2012)年7月31日)

*9 中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25(2013)年5月28日)、中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策検討ワーキンググループ「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」(平成24(2012)年7月18日)

*10 復興庁「復興の現状と取組」(平成26(2014)年1月17日)

*11 「災害救助法」(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号に基づき、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、2年間を限度に、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図るもの。

*12 国土交通省ホームページ「応急仮設住宅関連情報」

*13 国土交通省調べ(平成25(2013)年5月16日現在)。

*14 「平成24年度森林及び林業の動向」51ページを参照。

*15 一般社団法人木を活かす建築推進協議会「住宅市場整備推進等事業「住宅市場技術基盤強化推進事業」木を活かした応急仮設住宅等事例集」(平成24(2012)年3月)

*16 はりゅうウッドスタジオ(2011)木造仮設住宅群,ポット出版

りまとめられており、これらの資料が今後の応急仮設住宅のモデル開発や供給体制の整備に活用されることが期待される。

なお、応急仮設住宅の存続期間は、「建築基準法」上、最長2年3か月とされているが^{*17}、復興状況の進捗に鑑み、厚生労働省は、平成24(2012)年4月に、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、応急仮設住宅の存続期間を1年間延長するよう、都道府県等に要請した^{*18}。さらに、政府は平成25(2013)年4月に、都道府県に対して、同法に基づき、当該延長期間が満了した場合において、同様に期間の延長ができることを周知した^{*19}。

(木造仮設住宅供給に関する協定を締結)

今回の震災における木造応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、「一般社団法人全国木造建設事業協会」は、大規模災害が発生した場合、木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、各都道府県との災害協定の締結を進めている。

同協会では、平成26(2014)年2月までに、16都県(徳島県、高知県、宮崎県、愛知県、埼玉県、岐阜県、長野県、愛媛県、秋田県、静岡県、広島県、東京都、香川県、神奈川県、三重県及び大分県)と

災害協定を締結した。同協会では、平成27(2015)年8月までに、全体の5割の都道府県と災害協定を締結することを目標としている。

また、一部の自治体では、災害時の木材供給について、地元の森林組合や木材協会等と協定を結び動きもみられる。

(災害公営住宅等での木材の活用)

現在、被災地の各県では、被災者が応急仮設住宅の存続期間内に転居できるよう、「災害公営住宅^{*20}」の整備等を進めている。

平成25(2013)年12月末時点で、被災3県において見込まれている災害公営住宅の計画戸数は、約2.6万戸である^{*21}。「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「津波の危険性がない地域では、災害公営住宅等の木造での整備を促進する」こととされており、構造が判明している計画戸数約2.4万戸の2割以上に当たる約5,800戸が木造で建設される予定である。平成25(2013)年12月末時点で、約700戸の災害公営住宅が完成しており、このうち約350戸が木造で建設されている^{*22}。木造災害公営住宅の中には、地元の工務店等が連携して、地域で流通する木材を活用した木造住宅を建設する事例もみられる(事例Ⅱ-3)。

事例Ⅱ-3 地域の工務店等が連携し、地元の木材を活用した災害公営住宅約820戸を建設

宮城県気仙沼市^{けせんぬまし}では、地域の工務店、建設会社、設計事務所、素材生産業者、製材工場、プレカット工場等の約70社が、「一般社団法人気仙沼地域住宅生産者ネットワーク」を設立し、気仙沼市との協定に基づいて、災害公営住宅約820戸(一戸建て及び長屋)を木造で一括して建設することとしている。建設に当たっては、複数の業者が連携することで資材の調達を合理化し、住宅の仕様を統一することで、工期の短縮とコストの削減を図る。主要部材には地元産材を活用することにより、地域の林業・木材産業の活性化にも配慮する。また、地元企業が災害公営住宅の整備を担うことで、地元経済の活性化につながるとともに、完成後に維持や修繕を依頼しやすい利点もある。



気仙沼地域住宅生産者ネットワーク設立総会

*17 「建築基準法」(昭和25年法律第201号)第85条第3項及び第4項。

*18 「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」(平成24(2012)年4月17日付け社援総発0417第1号厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

*19 「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」(平成25(2013)年4月2日付け復本第564号復興庁統括官付参事官等連名通知)

*20 災害により住宅を滅失した者に対し、地方公共団体が整備する公営住宅。

*21 福島県においては全体の計画戸数が定まっていない。

*22 復興庁「住まいの復興工程表(平成25年12月末現在)」(平成25(2013)年2月10日)を基に林野庁集計。

被災者の住宅再建を支援する取組も行われている。平成24(2012)年2月に、被災3県の林業・木材産業関係者、建築設計事務所、大工・工務店等の関係団体が、「地域型復興住宅推進協議会」を設立した。同協議会に所属する住宅生産者グループは、住宅を再建する被災者に対して、地域ごとに築いているネットワークを最大限活かし、地域の木材等を活用し、良質で被災者が取得可能な価格の住宅を「地域型復興住宅」として提案し、供給している^{*23}(事例Ⅱ-4)。

また、土木分野の復旧・復興事業でも地域の木材が活用されている。例えば、治山施設や港湾施設の復旧事業では、コンクリートの打設に用いられる型枠用合板に、国産間伐材を使用する事例もみられる(事例Ⅱ-5)。

(木質系災害廃棄物をボード原料や燃料として活用)

東日本大震災では、地震と津波により、多くの建築物や構造物が破壊され、木くず、コンクリートくず、金属くず等の災害廃棄物(がれき)が大量に発生した。震災による災害廃棄物の総量は、13道県239市町村で約2,000万トンと見積もられている^{*24}。平成25(2013)年12月末時点で、災害廃棄物の発生した市町村のうち約76%にあたる182市町村において、また、災害廃棄物のうち約94%に相当する約1,878万トンについて、処理を完了している。

災害廃棄物の処理は、被災各県が、既存の廃棄物処理施設と新たに現地に整備した仮設焼却炉等で行っている。環境省は、県内での処理が間に合わない場合には、被災各県から他の都道府県に対して広

事例Ⅱ-4 地域で流通する木材を活用し、復興住宅を低コストで整備

岩手県では、釜石市、上閉伊郡大槌町、遠野市の工務店・設計事務所約30社に加え、森林組合や建設業協会等の木造住宅に関わる事業者や団体が、「上閉伊地域復興住宅協議会」を設立した。同協議会では、釜石市、大槌町で生産され、遠野市でプレカットした木材を主要部材とするとともに、家族サイズに応じた6種類の間取りを設計の基本とすることで、工期の短縮やコストの削減を図っている。被災者の生活再建を低コスト、短期間で実現するとともに、地域で流通する木材を利用して地域の事業者が建設することで、地域経済の復興を推進することが期待されている。



木造の復興住宅の建設

事例Ⅱ-5 「海岸防災林復旧事業」に、国産間伐材を活用したコンクリート型枠用合板を使用

宮城県気仙沼市野々下地区の国有林で、平成25(2013)年2月から行われている「海岸防災林復旧事業」では、被災した治山施設の復旧工事において、合板メーカーS社が宮城県産間伐材を使用して製造したコンクリート型枠用合板が試行的に使用されている。復旧する治山施設はコンクリート製の防潮護岸で、延長約130mに及び、施工に当たっては、使用するコンクリート型枠用合板約700枚のうち、約300枚が県産カラマツを「添え心板」^{そえしんいた}に使用した合板を使用している。

今回の施工では、国産合板型枠の施工のしやすさやコンクリート表面の仕上がり等を確認し、技術的な課題等を整理しながら、一般公共土木分野をはじめとする幅広い木材需要の拡大につなげていくこととしている。

注：合板の単板構成の中で中心に当たる「心板」に直交させて上下から挟む板のこと。



国産材型枠用合板の使用現場



国産材型枠用合板の構成

*23 地域型復興住宅推進協議会ほか「地域型復興住宅」(平成24(2012)年3月)

*24 福島県の避難区域を除く。

域処理の協力を要請することとしており、広域処理の必要量は約62万トンと見積もられている。平成26(2014)年1月現在、被災各県からの災害廃棄物の受入れを表明した18都府県91件のうち、82件、約61万トンの受入れが完了している^{*25}。

こうした災害廃棄物のうち、可燃物や木くずの量は、岩手県と宮城県で、災害廃棄物の約2割に相当する約300万トンと見積もられている(平成26(2014)年1月末現在)。平成23(2011)年5月に環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」では、木くずについては、木質ボード、ボイラー燃料、発電等に利用することが期待できるとされており、各地の木質ボード工場や木質バイオマス発電所で木くずの利用が進められている。

〔木質バイオマスエネルギー供給体制を整備〕

平成24(2012)年7月に閣議決定された「福島復興再生基本方針^{*26}」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の

再生が位置付けられた。これを受けて、福島県会津^{あいづ}若松市^{わかまつし}では、同月から、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電施設が稼働しており^{*27}、その他の地域においても、木質バイオマス発電施設の整備に向けた調査等が進められている。

〔「新しい東北」の創造に向けて〕

政府は、平成25(2013)年3月より、有識者等からなる復興推進委員会において、東北地方において、未来社会のモデルを全国に先駆けて形成する「新しい東北」の創造について調査及び審議を行った。平成25(2013)年6月には中間とりまとめを行い、震災復興の中で、人口減少、高齢化、産業の空洞化等といった課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」を目指す5つの柱を提示している。この中で、森林・林業分野では、豊富な森林資源を活かしたエネルギーを活用する取組、多重防御による「防災まちづくり」を目指した津波防御施設の一つである海岸防災林の整備等が挙げられている^{*28}。

コラム 「新しい東北」の創造に向けた取組

東北地方は、豊かな森林資源を有している一方、震災前から人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題を抱えていた。このため、震災からの復興に当たっては、単に従前の状態に復旧するのではなく、これらの課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造すべく、取組を進める必要がある。

復興庁の「新しい東北」先導モデル事業」に採択された宮城県登米市^{とよし}における取組では、太陽熱パネル木材乾燥庫を利用して乾燥材を生産し、これを活用した地域の木材のブランド化を進めるとともに、登米市木造災害公営住宅にも提供することにより、化石燃料の使用削減を通じた持続可能な社会への寄与、地域経済の振興、震災からの復興を同時に進めている。



木材の評価試験



災害公営住宅への使用

*25 環境省「災害廃棄物等処理の進捗状況(3県沿岸市町村(避難区域を除く))」(平成26(2014)年2月21日)
 *26 「福島復興再生基本方針」(平成24(2012)年7月13日閣議決定)
 *27 木質バイオマスを活用した発電については、第V章(179-181ページ)参照。
 *28 復興推進委員会「『新しい東北』の創造に向けて(中間とりまとめ)」(平成25(2013)年6月5日)